

I 学校給食の運営

1 公会計による学校給食の運営

平成24年(2012年)4月より、豊中市ではこれまで給食の会計を運営していた財団法人豊中市学校給食会にかわり、新たに市の会計で直接給食の歳入・歳出を管理・運営することとなりました。

かつては、各小学校で児童保護者等から集めていただいた給食費を財源に、(財)豊中市学校給食会が食材を購入し、給食を調理・提供しておりましたが、現在では、小学校から連絡を受けた食数に合わせて市が給食を調理・搬送し、小学校で児童へ提供した食数に応じて市が給食費を徴収しています。また、予算の範囲内で市が給食食材を購入し、集めた給食費と同額になるように提供する内容を調整しています。

このように、公会計化により会計の流れが変わりましたが、給食はこれまでどおり児童に対して実施されており、運営の面でも変更されたもの・変わらずに進められているものが混在しています。ここに、改めて学校給食事務運営要項を定め、豊中市の学校給食に携わるすべての人に豊中市で実施する給食の運営内容を説明し、共通した業務の運営を図っていきたいと思います。

2 給食運営のための組織

(1) 学校給食の運営組織

学校給食の実施者は、学校の設置者である豊中市長です(学校給食法第8条第2項)。そして、教育委員会は実際に学校給食に関する事務を管理し、執行します(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第11号)。学校給食室や学校給食センターは、教育委員会の内部組織として市長や教育委員会の事務を直接に管理・実行します。また一方で、小学校長は各小学校で行われる給食の管理責任者として、衛生管理基準に従った給食を実施するとともに、栄養教諭等とともに学校給食を活用した食に関する指導をします(学校給食法第9条、第10条)。

(2) 給食運営組織の構成と役割

学校給食室

- 学校給食業務の計画立案に関すること。
- 学校給食及び学校給食センターの運営管理に関すること。
- 学校給食施設の衛生管理に関すること。
- 学校給食の広報に関すること。
- 学校給食の栄養管理及び調理指導に関すること。
- 学校給食の献立作成に関すること。
- 学校給食に係る学校との連携に関すること。
- 学校給食費の徴収に関すること。
- 学校給食に必要な物資の調達に関すること。

学校給食センター

学校給食センターの給食調理に関すること。
学校給食センターの衛生管理に関すること。
学校給食センターにおける物資の検収に関すること。

豊中市立小学校

小学校における給食の実施に関すること。
小学校における給食の衛生管理に関すること。
小学校の給食調理に関すること。（単独調理校）
小学校における物資の検収に関すること。（単独調理校）

献立作成委員会

学校給食の献立に関すること。

学校給食物資選定会議

学校給食の物資の選定に関すること。

（３）学校給食センター対象校一覧

○走井学校給食センター（新・センター） （２１校）

桜塚小学校	南丘小学校
大池小学校	豊島北小学校
熊野田小学校	泉丘小学校
中豊島小学校	野畑小学校
豊島小学校	東豊台小学校
小曾根小学校	箕輪小学校
上野小学校	北条小学校
庄内西小学校	緑地小学校
野田小学校	東泉丘小学校
東丘小学校	北緑丘小学校
刀根山小学校	

○原田学校給食センター （１７校）

克明小学校	高川小学校
桜井谷小学校	少路小学校
豊南小学校	寺内小学校
南桜塚小学校	桜井谷東小学校
新田小学校	新田南小学校
庄内小学校	
千成小学校	※島田小学校
北丘小学校	（建て替え期間中につき）
東豊中小学校	
豊島西小学校	
西丘小学校	

（４）単独調理校一覧

蛭池小学校 原田小学校 庄内南小学校

3 給食の実施

(1) 給食の提供を受ける対象者

給食の提供については、学校給食法上児童又は生徒に対し実施するものであり、給食のお知らせを受け、実際に食べる意思があれば、給食の提供を受ける人となります。また、給食費の口座振替手続きに合わせて給食実施申込書が提出されますので、併せて給食摂取の意思を確認しています。

ア 児童

小学校に在籍する児童
体験入学等一時的に小学校で学習指導する児童

イ 教職員等

教員
学校職員
栄養士
学校給食調理員
学校給食配膳員
給食担当職員
その他学校教育に必要となる人で、学校長がこれを認める者

ウ 試食会

児童保護者等を対象に行う試食会参加者

(2) アレルギー等の対応

現在、アレルギー食の提供を行っておりませんので、事前にお示しする給食献立表から成分を確認いただきアレルギー物質を避けていただく対応をお願いしています。

その際給食費としては、主食・副食・飲料の区分で給食を提供しないことができ、牛乳が飲めなければ牛乳代を除いた金額、副食が食べられなければ副食を除いた金額、すべて食べずに家庭からお弁当を持参する場合は給食費を請求しないというように、提供した区分に応じた金額になります。

なお、1日ごとや内容ごとに区分を変えることはできないため、主食のうちごはんだけ食べる、副食のうち卵製品だけ食べないという場合にも、給食費をその分減額することはできません。

アレルギー等の給食摂取の区分は、年度当初や保護者から申出があったときに、その都度学校で登録します。

(3) 給食実施日

各年度ごとの給食の実施日は、学校給食室が定めた給食実施可能日のうちから、学校行事等を勘案し、学校で決定します。遠足などの行事で学年ごとに実施日を決めたり、運動会予備日・創立記念日など学校全体で実施しない日を決めます。

運動会等の行事の予備日に給食を実施しない場合は、行事实施の有無により給食の有無も左右されますので、食材調達・調理が対応できる5日後以降（土・日・休日は含まない）に設定いただくとともに、行事日には実施の有無を担当給食センターまでご連絡ください。

例年、各学期の最終日に予備日を設定し、学校で実施の有無を決めていただきましたが、平成24年度より予備日の設定はしてありません。

(4) 給食の中止

ア 個人単位での給食の中止

疾病及び入院などにより連続して5日以上（土・日・休日は含まない）欠席する場合、連絡を受けた日の2日後から給食を中止することができます。

転出により給食を食べなくなった場合は、転出後の給食は中止となります。また、アレルギー等で給食摂取の区分を変更する場合も、保護者からの申し出があった後から、区分を変更する手続きをします。

教職員等児童以外についても、疾病等による中止の考え方は同じですが、勤務日で無い日や遠足などの学校行事で給食が食べられない日は給食の実施日とはならないので、給食はありません。その際は給食の中止ではなく、給食を摂取しない日となります。

イ クラス単位での給食の中止

遠足や社会見学など学校行事により給食がいない場合は、給食を止めます。給食を実施しない日となりますので、その日の給食の提供はなく、給食費も請求しません。

インフルエンザ様疾患などによる学級休業の場合は、休業が決まった2日後から給食を中止します。

ウ 学校単位での給食の中止

台風など天災による警報発令時には学校休業日となるので、学校全体で給食が中止となります。この場合は、豊中市全体で給食が中止になります。給食費の請求もありません。

4 学校給食費

(1) 給食費の算定

給食費の金額は、低学年・中学年・高学年（教職員等その他の者を含む）ごとに1食分の金額により豊中市で決定します。算定は1食分にかかる食材料費を根拠としており、各年度ごとに主食・副食・飲料の内訳も定めます。

(2) 給食費の徴収

給食費の請求は、1月単位で食べた食数に1食あたりの金額を乗じた金額を翌月の15日（銀行休業日の場合は翌営業日）に請求します。4月分給食費は5月分と併せて6月に請求します。8月は現在給食実施が無いため、8月分の請求はありません。

徴収の方法は、金融機関口座からの振替を基本とします。

金融機関は、豊中市の公金収納取扱金融機関であればどちらでも可能ですが、学校諸費と同じ金融機関口座が手続上も効率的なので、保護者にはそれをお願いしています。

金融機関に口座振替依頼書を提出し、登録手続きが済み次第、口座振替が可能となります。

口座振替が残高不足等により振替不能で引き落としされなかった場合は、改めて金融機関窓口でお支払いいただく納付書を郵送します。口座登録ができていない方に対しても、別途納付書をお送りして、金融機関窓口でお支払いいただきます。試食会など短期の給食実施者に対しても給食費の支払いは納付書をお願いします。

納付期限を過ぎてても納付が無い場合は納付書にて督促を行い、納付に向けた手続きを行います。

(3) 給食費の減免・補助金等

給食費を減額する制度はありません。給食費は後払いであり、納付後に減額することが無いため返金もありません。

補助制度として生活保護や就学援助の制度があり、生活保護対象の場合、給食費は保護者が納付する代わりに生活保護費から直接充当されます。就学援助の場合は、給食費は保護者に請求しますが、未納のときは就学援助費から直接充当します。

■ 27年度(2015年度) 小学校給食実施概要 ■

学校給食実施日程

1学期	平成27年 4月10日(金)～7月16日(木) 1年生4月23日(木)開始	66日 (57日)
2学期	平成27年 9月 1日(火)～12月22日(火)	75日
3学期	平成28年 1月12日(火)～3月17日(木)	47日
計		188日 (179日)

*卒業式を3月18日(金)と見込み作成

* () 内は、1年生の給食実施日数です

*予備日の設定はせず、各小学校にて学校行事と勘案し給食中止日を設定

学校給食費

低・中・高別		パン・米飯代	牛乳代	おかず代	合計
低学年 (1年・2年)	日 額	36円	51円	154円	241円
中学年 (3年・4年)	日 額	38円	51円	154円	243円
高学年 (5年・6年)	日 額	40円	51円	154円	245円

*教職員等の金額は、高学年の額に準じる

学校給食関係施設の所在地

- 学校給食室 豊中市走井3-27-1 TEL 6843-9101
FAX 4307-5610
- 走井学校給食センター 豊中市走井3-27-1 TEL 6152-9501
FAX 6152-9504
- 原田学校給食センター 豊中市原田中1-10-1 TEL 6843-9102
FAX 6841-9041

※執務時間：学校給食室 午前8時30分～午後5時
(月～金)
学校給食センター 午前8時～午後4時30分 (//)

- 吉田株式会社(パン・委託米飯) 豊中市勝部1-2-32 TEL 6841-3456
FAX 6845-0981
- 雪印メグミルク(日本ミルクコミュニティ株式会社) TEL 0771-42-3840
京都府南丹市八木町池上古里1-1 京都工場池上製造所 FAX 0771-42-5266